

学校保健安全法施行規則により、インフルエンザ等の出席停止期間の基準が下記のようになっています。本校でもこの基準に沿って出席停止期間を設けますので、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

学校保健安全法規則の抜粋（感染症の予防方法について）

インフルエンザ
発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症
発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後1日を経過するまで
百日咳
特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
流行性耳下腺炎
耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで

インフルエンザの場合、出席停止期間は次のようになります。

例1：発症確認後、経過を要する5日間に解熱し、後2日経過した場合

日数	0	1	2	3	4	5	
発症日			解熱				(合計6日間の出停)

※解熱日が早くても、この6日間を出停期間としなければなりません。

例2：発症確認後、経過を要する5日間に解熱し、後2日経過した場合

日数	0	1	2	3	4	5	
発症日				解熱			(合計6日間の出停)

※この6日間を出停期間としなければなりません。

例3：発症確認後、経過を要する5日間に解熱し、後2日経過した場合

日数	0	1	2	3	4	5	6	
発症日					解熱			(合計7日間の出停)

※この7日間を出停期間としなければなりません。

例4：発症確認後、経過を要する5日間に解熱し、後2日経過した場合

日数	0	1	2	3	4	5	6	7	
発症日						解熱			(合計8日間の出停)

※この8日間を出停期間としなければなりません。

例5：発症確認後、経過を要する5日間の後に解熱し、後2日経過した場合

日数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	
発症日							解熱			(合計9日間の出停)

※この9日間を出停期間としなければなりません。

新型コロナウイルス感染症の場合、出席停止期間は次のようになります。

例 1：発症確認後、経過を要する 5 日間に解熱し、後 1 日経過した場合

日数	0	1	2	3	4	5	
発症日			解熱				(合計 6 日間の出停)

※解熱日が早くても、この 6 日間を出停期間としなければなりません。

例 2：発症確認後、経過を要する 5 日間に解熱し、後 1 日経過した場合

日数	0	1	2	3	4	5	
発症日					解熱		(合計 6 日間の出停)

※この 6 日間を出停期間としなければなりません。

例 3：発症確認後、経過を要する 5 日間に解熱し、後 1 日経過した場合

日数	0	1	2	3	4	5	6	
発症日						解熱		(合計 7 日間の出停)

※この 7 日間を出停期間としなければなりません。

例 4：発症確認後、経過を要する 5 日間の後に解熱し、後 1 日経過した場合

日数	0	1	2	3	4	5	6	7	
発症日							解熱		(合計 8 日間の出停)

※この 8 日間を出停期間としなければなりません。

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症ともに、上記の期間を経た後、再登校をする際は「治癒報告書」と「医療機関で受診した際の領収書・処方された薬剤名が分かる書類等のコピー」をご提出ください。

なお、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる中で医療機関を受診して、明確な発症が確認できない場合でも、出席を控えるようにという判断が出た場合にはそれに従ってください。出席停止として対応します。

また、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の学校感染症につきましては、従来通り「治癒証明書」をご提出ください。

以上